

高根台建築協定（高根台建築協定条文抜粋）

【建築物の制限】

- (1) 第1種低層住居専用地域内における建築物は、1戸建住宅並びにこれに付属する物置及び自家用車庫とする。
- (2) 第1種低層住居専用地域内における建築物は、外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は1メートル以上とする。ただし別棟になる付属建築物で軒の高さが2.3メートル以下であり、かつ、その面積が10平方メートル以下のもの及び自家用車庫（20平方メートル以内）についてはこの限りでない。
- (3) 第1種低層住居専用地域内における建築物の階数は、地階を除いて2階以下とする。
- (4) 建築物等の色彩及び形態は、健全な住宅地にふさわしいものとする。
- (5) 敷地内の空地は、周囲の環境との調和を図るよう緑化に努める。
- (6) 敷地の区画及び地盤高は、変更してはならない。
- (7) 便所は、水洗としなければならない。
- (8) 塀は、生垣、四つ目垣又は鋼製ネットパイプのフェンス等にする。
- (9) 土留め及び塀に空洞コンクリートブロックを使用する時は、60センチメートル以下とする。
ただしブロック組合わせフェンス塀等に空洞コンクリートブロックを使用する時は、さらに60センチメートルまで使用することができる。